

別表第二（一）（学校種別・学年別修学資金貸付限度月額）

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		自宅通学	自宅外通学					
高等学校 専修学校（高等課程） 注5	国公立	自宅通学		27,000円	27,000円	27,000円	27,000円	
		自宅外通学		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	
	私立	自宅通学		45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	
		自宅外通学		52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
		自宅外通学		33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	私立	自宅通学		48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
		自宅外通学		52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学		67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学		78,000円	78,000円	78,000円		
	私立	自宅通学		89,000円	89,000円	89,000円		
		自宅外通学		126,500円	126,500円	126,500円		
短期大学	国公立	自宅通学		67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学		96,500円	96,500円	96,500円		
	私立	自宅通学		93,500円	93,500円	93,500円		
		自宅外通学		131,000円	131,000円	131,000円		
大学	国公立	自宅通学		71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
		自宅外通学		108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	私立	自宅通学		108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		自宅外通学		146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
大学院	修士課程			132,000円	132,000円			
	博士課程			183,000円	183,000円	183,000円		
専修学校（一般課程）				51,000円	51,000円			

注5 高等学校の4年は、定時制課程及び通信制課程で学ぶ場合

※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができるときは、上記の額から当該児童等が受ける独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の月額と大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料の減免の年額を12で除した額との合計額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。